

赤木通弘手記「明治二十年六月造士館騒動」

三木 一司

“The note of Zoshikan Disturbance on June 1887” by Michihiro Akagi

Kazushi Miki

Abstract

This report introduces the historical records that recorded the disturbance that happened in a dormitory of Zoshikan in June, 1887. Hiromichi Akagi who was on the register to the junior high school recorded the disturbance. He has recorded the details of what happened in the dormitory. From the recording, it is possible to read the thoughts of junior high school who time.

Keywords: disturbance Zoshikan dormitory

はじめに

1885（明治18）年に鹿児島県立中学造士館が開校する。中学造士館は明治20年12月に高等中学校へ改編されるまでの約3年間存続した。高等中学校に改編される前の1887（明治20）年6月22日に寄宿舎で騒動が起こる。その騒動を記録した手記が、今回紹介する鹿児島県立図書館所蔵の「明治二十年六月造士館騒動」である⁽¹⁾。この「明治二十年六月造士館騒動」は、騒動の渦中にあり、放館（退学）処分となった赤木道弘が事の詳細を書き残したものである。この赤木道弘の手記は、1986年2月に赤木家の遠縁にあたる郷土史家横山通裕氏によって発見された。発見時には、明治期の中学生の実態をうかがい知ることのできる貴重な史料として新聞紙上などに取り上げられた⁽²⁾。この手記は、横山氏の手によって写本複製されており、鹿児島県立図書館に所蔵されている「明治二十年六月造士館騒動」は複製されたものである。

騒動の後、赤木道弘は高等中学造士館に帰館（復学）し、1894（明治27）年に本科を卒業する。そして、帝国大学文科大学哲学科に進学し、卒業後に中学校教諭となった⁽³⁾。

1. 県立中学造士館の設立と職員について

県立中学造士館の設立の流れと職員人事について簡単に触れておく。1884（明治17）年5

月に島津忠義の下問に答えた学校建設に関する「献言」が島津珍彦より出された⁽⁴⁾。「献言」が出された翌月となる6月に「島津家学校創設」に関して、島津珍彦に委員長が、島津忠欽に副委員長が委託された。委員長の島津珍彦は、事務委員として規則取調掛4名、会計書記掛2名の計6名、今藤助左衛門、染川岳一、柏原公敬、川上彦四郎、肥田影之、山本盛秀に就任を依頼する。このうち、規則取調掛の染川、会計取調掛の山本は中学造士館の幹事となり、規則取調掛の柏原と川上は造士館の書記となる。そして、訪議員として、鎌田正夫、上村行徴、右松祐永、池田休兵衛、椎原国幹、有馬純行、東郷翁介、福山健偉、越山休藏、久木山泰藏、有川純治の11名に就任の依頼を行っている。訪議員に任命された椎原は造士館館長補助に、越山は造士館幹事となる。また、福山は美々津県参事から明治6年1月に成立した宮崎県参事を、上村は都城県権参事から宮崎県権参事を歴任した人物であった⁽⁵⁾。以上のように学校の創設委員が任命されていった。

そして、1884（明治17）年11月12日に島津忠義より県令渡邊千秋あてに「造士館再建之願」が出された。「願」によれば、「父祖ノ遺意ヲ継述シテ造士館ヲ再興シ県立学校ノ免許ヲ受ケ、教則ハ文部省ノ布達ニ基キ年々金円ヲ寄附シテ費用ニ充テ其主管ヲ県令ニ委託」する県立学校とし、「忠孝彝倫ノ道ヲ本トシ敦厚純樸ノ風ヲ養成シオ徳知能各其所長ニ従テ暢達致サシメ」ることを目的とした⁽⁶⁾。同12月4日に県令より認可がなされた旨が達せられたことにより、開校することが確定する。

職員的人事については、1885（明治18）年1月19日に館長島津珍彦、館長補助椎原国幹、幹事山本盛秀、越山休藏、染川岳一が任命された。続いて、同19日と23日に書記として伊集院英輔、柏原公敬、相良常行、福山安貞、永田茂清、藤井清茂、永田純章、中村真五左エ門の8名が任命された。幹事の山本盛秀は会計主任に、越山休藏は庶務主任に、染川岳一は教務主任となる。また、書記の永田茂清、藤井清茂、永田純章は舎監の任にあたることとなった。永田茂清は1886（明治19）年3月に職を辞しており、後任の記録係兼舎監として永吉萬左衛門が雇われた。よく知られているように、椎原国幹は西郷隆盛の叔父で西南戦争に従軍し、鹿児島学校の校長を務めた人物であった。また、越山休藏、染川岳一は鹿児島学校の監事を、伊集院英輔は鹿児島学校の書記を務めていた⁽⁷⁾。中学造士館の内規によれば、書記には教場監事、舎監、会計、記録の4つの係りを分担させることになっていた。教場監事は「教場ヲ監督シ生徒ノ品行勤惰ヲ檢察スルコトヲ掌ル」ことを職務の内容とした。同様に舎監は「寄宿舎ニ関スル一切ノ事務ヲ掌ル」、会計は「会計ハ営繕等ノ事務ヲ掌ル」、記録は「記録文書往復受付等ノ事務ヲ掌リ兼テ図書器械簿冊ヲ管掌ス」ることとされた⁽⁸⁾。

開校のため生徒募集を行ったところ定員250名のところに500名の応募があったため、1885（明治18）年2月10日に入学試験を実施し、合格した250名を初等6級に9組、5級に1組に分けて入学させ、3月2日より授業を開始することが予告された⁽⁹⁾。

今回紹介する騒動のきっかけとなった鮫島政親は鹿児島県士族で、1887（明治20）年5月14日に書籍掛兼舎監として月俸6円で造士館に雇われた人物であった。騒動が終結した後の同年9月16日には、さらに鹿児島県警部の溝口武夫を舎監として雇用している⁽¹⁰⁾。

2. 騒動の経緯について

この騒動の顛末は、新聞や先行研究において言及されているが、概略を示せば次の通りである。事は1887（明治20）年6月22日に起こった。朝食時に二人の寄宿舎生が食卓にご飯をこぼしたことを舎監に叱責される。叱責した舎監は5月に雇われたばかりの鮫島政親であった。鮫島は生徒を叱責する際に、「田舎五郎」の軽率な行為であり、学校外であれば「踏ミ倒シ呉レン」との言葉を発した。この言葉が生徒たちの反発を買うこととなる。生徒たちは舎監の発言の真意を追及し、舎監が持っていた鹿児島城下以外の「諸郷」出身者に対する差別的な意識から出た「田舎人」と「鹿児島人」を区別した発言であったことが判明する。この舎監の意識に生徒たちは「悲憤」し、不公平な取扱や命令を是正するために赤木道弘を含む8名の代表者を選び、翌23日に学校側に訴えを起こす。事務所に幹事（山本、越山、染川のいずれか）が対応することになるのだが、最終的に事態を収束するために、館長島津珍彦や館長補助椎原国幹が生徒の説得にあたった。館長が説得のため来館する前に、事務所の職員から結論が出るまでの間は寄宿舎の外出時間を繰り下げる旨が告げられていた。館長と館長補助の来館後に、生徒たちは外出の許可を求めるが、事務所より外出が許可されることはなかった。舎監の言動や外出の約束が反故にされたことに対する感情から、数十名の生徒が許可無く外出してしまう。この行為が、寄宿舎の閉鎖と154名の放館（退学）処分につながってしまった。この処分が下された後、生徒代表13名が学校側と交渉する際に、幹事と押し合いとなるが生徒は力に訴えることなく引き下がる。最後に154名の生徒は料亭で親睦会を開き、代表者は事実経緯を報告している。参加した彼らは「血涙殆ンド袖ヲ湿」らせ、「悲憤慷慨」の演説をなし、再開を約束して解散している。「血涙」と「悲憤慷慨」というところに生徒たちの気持ちをくみ取ることができる。また、手記の最後には、強く再会を約束した149名の名前が連署されている。生徒たちの出身地は、現在の小林市、都城市、鹿児島市を除く鹿児島県域であった。この騒動は「城下士」と「外城郷士」の対立感情を背景にしたものであると評されているが⁽¹¹⁾、舎監の発言や連署した生徒たちの住所地からもその構図を読み取ることができる。

3. 史料翻刻「明治二十年六月造士館騒動」

本稿では、本史料が明治期の中学生の行動を知るために重要な意味を持つものであることから全文を翻刻することとした。翻刻では原則として、常用漢字を使用した。本文中の□は原本の傷みなどにより判読が不明な箇所を示している。〔 〕は史料の頁数を示している。手記本文の後に、放館（退学）処分となった149名の名前が連署されているが、今回は採録を見合わせた。

〔1丁表〕 寄宿生百五十四名ハ明治廿年六月廿四日職員ノ命令ヲ奉ゼス屢々
訓誨ヲ加フト雖益粗暴放肆ノ所業ニ及ビ罰則第六七条ニ該

六月廿二日 当スル旨ヲ以テ放館ニ処セラレタリ今其原由ヲ略述センニ六月廿二日
朝生徒二名朝飯ノ際食卓上ニ飯ヲ灑セルヲ以テ舎監鮫島

政親右兩名ヲ舎監局ニ召シ訓責ノ際田舎五郎ノ様子ヲ以テス
ル輕率ナルコトヲナシ若シ館外ナリセバ踏ミ倒シ呉レントノ語ヲ発シタリ此
言ヲ聞キ生徒大ニ其言ノ不当ナルヲ恚リ舎監鮫島へ詰問スルニ

〔1丁裏〕

舎監鮫島ハ舎監之資格ヲ以テ斯言ヲ發センヲ確証ス生徒又詰テ
□田舎人トハ獨右二名ニ限ラズ必ズ諸郷ヨリノ寄宿生一同ヲ指セシナラム
□□□□然リ生徒曰ク何故ニ田舎人ト特ニ區別シタルヤ舎監曰ク
犯罪セシヲ以テナリ生徒曰ク犯罪スルハ唯田舎人而已ニ非ラズ都人ニ
於テモ有之ベキニ田舎人指名シタルハ田舎人ヲ輕蔑シタルナル可シ
此時舎監ノ答弁躊躇シ明瞭ナラズ是ニ於テ生徒一層不滿ヲ抱キ是非
トモ其理由ヲ詰問セント乃チ鮫島舎監ヲ生徒扣席ニ請ヒ反復
其理ヲ問フト雖答弁曖昧前後撞着解ス可ラズ唯田舎
人ナルガ故ニ田舎人ト鹿兒島人トヲ區別シタルナリト答フルノミ生徒
悲憤堪ヘズ相議ノ曰ク最早詰問モ徒勞ニ属スレバ如カス鮫島
ヲ退席セシメ生徒ヨリ代理ヲ以テ斯克不公平ナル舎監ノ命令
ヲ奉ズルヲ得サル旨ヲ事務所ニ上申センニハト即座ニ八人ノ代理ヲ撰

〔2丁表〕

六月廿三日

定シ翌廿三日ヲ以テ上申セント其日ヲ待ツヨリ外ナカシ此夜舎監局ヨリ
事務員兩名へ急使ヲ以テ通スル所アリ良アツテ兩名車ヲ駛
テ出局ス蓋シ鮫島舎監之儀ニ付□スル所アリシナラム廿三日早朝
代理八名ハ事務局へ出頭シ寄宿生ヨリ上申シタキ赴キアルヲ告
ゲシニ事務員ハ事務ノ都合有之ニヨリ暫時待チ居ルベキヲ
命ス既ニ事務員曰ク上申シタキ旨アラバ舎監局ヲ經舎監局ヨリ事
務所ニ上申スベシ生徒代理曰ク事舎監局ニ関スルヲ以テ之ガ上ニ
立ツ事務所ニ訴フルヲ至当ト考フ然ルニ其時始業之鐘ヲ

〔2丁裏〕

報ジタレバ次ノ放課時間再ビ代理ハ事務所へ出頭セシニ幹事
□□□□ヨリモ達ス可キ旨アリ依テ十二時食後ニ上申セザレ
□□□□問ニハ言ヒ盡シ難シト代理者頻リニ上申センコトヲ願
ヒシモ聞届ナキニヨリ已ムコトヲ得ズ之ヲ十二時食後ニ延引シ食後
代理者事務所へ出頭シ上申シテ曰ク昨廿二日舎監鮫島ナル
者舎監ノ資格ヲ以テ明カニ田舎人ト鹿兒島人トヲ區別スル不公平
ナル言ヲ吐ケリ依テ吾輩八名ハ田舎寄宿生ノ代理ヲ以テ向後
ハ鮫島舎監ノ命令ヲ奉ズルコトヲ得ザル旨ヲ上申スルノ任ヲ負ヘリ
如何ニ聞届アリシヤ幹事曰ク此儀ハ舎監局へ訴へ出デ然ルベ
シ尤モ鮫島舎監一人ニ関スレバ他ノ舎監ニ訴ヘテヨキ筈ナルベシ代
理曰ク言鮫島ニ出ルト雖既ニ舎監ノ資格ヲ以テ發シタルナリト明

〔3丁表〕

言シタル上ハ舎監局ノ發セン言ナラズヤ且ツ舎監局へハ事務所へ
訴へ出ル旨ヲ届ケシニ舎監局ハ之ヲ禁ゼズソ何ノ返答タモナカリシ

ヨリ見レバ舎監局ハ之ヲ承引セルト見テ可ナリ然ルヲ何ゾ舎監局
へ上申ス可キノ理アラムヤ幹事曰ク手続ノ儀ハ可ナリ然レトモ舎監ハ
館長ヨリ拜命シタルモノナレバ舎監ヲ被告トスルハ館長ヲ被告トスルモ同
然ナレバ当幹事ニ於テハ上申ノ旨ヲ受ケ付ケ之ヲ館長へ上申スルコト能
ハズ幹事語ヲ続テ言フ所アラントス代理者曰ク上申ノ赴承諾ナキヤ
確言セラレタル以上ハ吾輩ノ委任セラレタル所ハ相済タレバ是レ
ヨリ一箇人ノ資格ヲ以テ達セラルル旨ヲ聞カント始業ノ鐘鳴リ代理
者退ク課業終リ代理者生徒一統ヲ遊歩場ニ集会セシメ
□□□□始末ヲ演述ス言未ダ畢ラザルニ切齒扼腕悲憤□

〔3丁裏〕

□□□□□ヲ写スベカズ事務員之ヲ見テ顧慮スル所アルモノノ如シ
事務所ヨリ八人ノ代理ヲ召シテ曰ク今ヤ鮫島ノ儀舎監局ヨリ訴
へ出タリ依テ館長へ上申シタルシ居ルニヨリ何分ノ沙汰アル迄ハ寄
宿舍外出時間四時ヨリ五時迄ナル可キニ之ヲ繰下ゲテ五時ヨリ六
時トス代理此旨ヲ一同ニ告ク暫クシテ館長飛車來館セラレ頓テ扣
席へ生徒ヲ招集シ館長役員ヲ随テ上席セラル一礼ヲ述ラレケ
レバ生徒答礼ヲ施シタリ館長曰ク舎監鮫島ノ言語ニ付諸君御
不服ノ赴ヲ聞ケリ尤モ此度ノ儀ハ諸君ノ御身上ニモ関スルコト故追テ
至当ノ判決ヲナス可キニヨリ以前ノ如ク安心勉強アランコトヲ希フト
館長再ビ礼ヲ正フシテ退席セラル生徒モ答礼シテ開散ス此時幹事

〔4丁表〕

ハ忙乎トシテ周章狼狽シ生徒ノ一挙一動ニ注目余念ナキモノノ如シ
是ニ於テ生徒ハ館長ノ達シモ終リタレバ前約ニ因リ五時ヨリ外出
センコトヲ請フト雖敢テ之ヲ許サズ此時小使足ヲ飛シテ門外ニ駈ケ出
スヲ見稍□フシテ副館長椎原国幹氏昇館セラル副館長ハ各小
隊組長ヲ召サレ内諭シテ曰ク此度諸郷ヨリノ寄宿舎生徒ト舎監トノ
間ニ紛紜ノ議ヲ生ジタル由諸君御不服ノ程ハ尤モニ聞エレド沈思
スレバ本造士館ハ有為ノ士ヲ出シ国家ノ一助トセント知事公ヨリ深
キ御主意ヲ以テ設立セラレタルモノナレバ役員生徒共和一致シテ知事
ノ本意ヲ服膺シ生徒諸氏ヲ廟堂ニ置カンコトヲ謀ル可キナリ然
□□□□□ニ不慢ノ議ヲ生シテハ知事公ノ瑕瑾ヲ招キ御本意

〔4丁裏〕

□□□□□君ハ如何ノ所存ナルヤ篤ト御熟考之上左右ノ返言ヲ乞
フト後又館長ヨリ各組長へノ達シニハ此度ノ儀ハ事重大ナルニ
ヨリ今日中何分ノ判決ナシ兼ヌルニヨリ追テ判決ノ旨通知ス可シト
アリ組長ハ退テ生徒一同ニ告知シタリ又事務所ヨリ館長ノ達シ
ニ不服ノ廉アラバ上申スベキ旨ヲ通セラル生徒中一人モ館長ノ達シニ
不服ノモノナシ是ニ於テ事務所ノ諸告知モ相済ミタレバ生徒ヨ
リ復タ復タ外出スルヲ願ヒシモ更ニ許可ナカリシ兎角スル中早ヤ

- 六時ノ鐘ヲ報シ亦タ七時ニ至ルモ外出ノ許可ナク毎度願フモ
 暫リ見合シ居ル可キト答フル而已嗚呼既ニ五時ヨリ六時ニ繰リ下ゲ
 タルノ前約ニ背キシノミナラズ事務所ノ達シアル迄ハ外出ヲ禁スト告ゲ
- 〔5丁表〕 達アリテ尚ホ許サス厭抑極リナク言約信ナシ誰カ黙々トシテ其勝
 手ナ取扱ヒヲ甘受センヤ況ンヤ曩キニ鮫島ノ不公平ヲ恚ルニ於テヲヤ人
 心ノ激発固ヨリ其処ナリ之ニ激セザルハ無心経ト云フモ誣言ニ非ラザルナ
 リ是時許可莫クシテ外出スルモノ数十名舎中頗ル乱雜ヲ極メタリ
 俄カニ事務所ヨリ寄宿舎閉舎スルニヨリ一齊下宿ス可キ旨ヲ掲
 示セラル是ヲ聞キ外出セシモノモ帰舎シ書籍衣類ヲ整へ或ハ車ヲ
 雇フモノアリ或ハ宿所ヲ尋ヌルアリ或ハ自ラ器具ヲ荷フモアリ太呼
 奔走路人目ヲ倚テ車夫東西ニ駛ス恰モ一場ノ戦闘ナリ一時ナラズ
 シテ寄宿舎ハ蟬脱トナリ市人ノ旅舎ハ一二人ノ造士館生アラザルナシ
- 〔5丁裏〕 □□□□宿舎生百五十四名ハ放館ノ旨造士館扣席前ニ掲
 □□□□放館生中ヨリ十三人ノ代理ヲ撰挙シ放館処分文
 面中ノ解セザル所ヲ質問セシム代理者ハ造士館ニ到リ幹事
 二名ニ面会シ問フテ曰ク放館処分文面中屢々訓誨ヲ加フ
 ルト雖益粗暴放肆トアリ訓誨トハ何ヲ指シテ訓誨ト云フ
 何ヲ指シテ粗暴放肆ト云フ幹事曰ク訓誨トハ館長ヨリ達
 セラレタル処ヲ云フ粗暴放肆トハ舎生自習室内ニ於テ高
 呼疾足セシヲ云フ代理曰ク粗暴放肆ノ所業トハ之レ館
 長ノ訓誨ヲ奉ゼザルニ非ラズ一ハ外出ヲ許サレザルニ不服ナリ一ハ
 幹事生徒ノ上申ヲ壅塞シタルニ不平ナリ幹事一言ノ返答
 ナシ代理者曰ク職員ノ命令トアリ其意如何幹事ノ答弁
- 〔6丁表〕 曖昧タリ亦問テ曰ク前年第二及三席試験ノ儀ニ付放館ニ
 処ラレタル文面中ニハ明ラカニ其事實ヲ記載シタルニ此度ノ
 文面中ニ限り其原因スル所ヲ明載セザルハ其意ヲ解セス幹
 事曰ク事務所ハ其事情ヲ載スルト否トヲ差別ス可キ特權
 ヲ有ス尤モ粗暴放肆トハ鮫島舎監ノ關係ヲ別ニシテ唯高
 呼疾足ヲ認メテ放館ニ処ス代理者曰ク良シ高
 呼疾走而已ヲ取ルニモセヨ舎生ノ犯罪ハ組長其ニ任ス可シ
 組長ハ宜シク其罰ヲ受ク可キナリ而ルヲ何故舎生一統ヲ放
 館ニ処セラルタルヤ寄宿舎編制規則ニ拠レバ伍長学友ヲ支
- 〔6丁裏〕 □□□□長ヲ支配シ組長ハ什長ハ支配ス然レバ学友ノ
 □□□□過チヨリ起リ伍長ノ過ハ什長ノ過ニ出デ什長ノ
 過チハ是レ組長ノ過ノ致ス処トセバ舎生ノ過ハ組長ノ過ナラズヤ代
 理者語ヲ読デ言ハントスル時幹事ハ其理否ヲ弁シ難ク答弁

ニ苦ミ□目振拳扼腕暴聲呼ンテ曰ク一旦放館ニ処セラレタル以上
ハ諸君等ハ館内ニ入ル可キモノニ非ラズ代理ヲ擠突シテ押戻ス代理者
敢テ抗スルヲ欲セズ退カントスル時幹事呼デ曰ク再び足ヲ館内ニ容ルル
勿レト代理者婦ニ臨ミ呼デ曰ク鹿児島人ノ压制ヲ受ケズト代理者
帰宿シ是ヨリ百五十四名洲崎醉月亭ニ於テ親睦会ヲ催シ茲処
ニ代理者出館ノ始メヨリ押シ戻サレタル其間ノ始末ヲ演述シタリシニ一同
ハ尚ホ更激奮シ血涙殆ンド袖ヲ湿ス後悲憤慷慨ノ演説アリ歎悲相交リ

〔7丁表〕 再開ヲ約シテ帰ル

註

- (1) 赤木通朗氏蔵（原本）、鹿児島県立図書館蔵（複製）
原本にタイトルがないため、発見者の横山氏によって付されたタイトルを使用した。
鹿児島県立図書館の書名にも今回使用したタイトルが使用されている。
- (2) 「朝日新聞」1986（昭和61）年3月5日 朝刊
- (3) 山下玄洋『中学造士館の研究』平成9年11月20日 私家版 132頁
前掲「朝日新聞」によれば赤木道弘は1906（明治39）年に36歳で没したとある。
- (4) 近藤慶四郎、樋渡清廉編『島津珍彦男建像記念誌』明治35年
- (5) 前村智子「造士館一卷」『尚古集成館紀要』第6号 平成5年3月 66頁
『宮崎県史』通史編 近・現代一 2000年 28～29頁
- (6) 前村智子「造士館一卷」『尚古集成館紀要』第6号 平成5年3月 66頁
- (7) 前村智子「造士館一卷」『尚古集成館紀要』第6号 平成5年3月 69～70頁
山下玄洋『中学造士館の研究』平成9年11月20日 私家版
芳即正「鹿児島学校と三州義塾」『鹿児島純心女子短期大学紀要』第13号 1983年
- (8) 前村智子「造士館一卷」『尚古集成館紀要』第6号 平成5年3月 84～85頁
- (9) 同前 72頁
- (10) 同前 83頁、88頁
- (11) 「朝日新聞」1986（昭和61）年3月5日 朝刊
山下玄洋『中学造士館の研究』平成9年11月20日 私家版

付記

史料の使用を許可していただいた赤木通朗氏、鹿児島県立図書館に感謝いたします。